

2025 年度
ソフトバレーボール・アクティブリーダー研修会実施要項（案）

1 目 的 ソフトバレーボールの指導者養成の一環として、公益財団法人日本バレーボール協会が認定しているソフトバレーボール・アクティブリーダーの資格取得者（以下「アクティブリーダー」という。）に対し、ソフトバレーボールに関する最新の情報や技術等の研修機会を提供することによりアクティブリーダーの資質向上を図る。

2 主 催 公益財団法人日本バレーボール協会 日本ソフトバレーボール連盟
都道府県バレーボール協会 都道府県ソフトバレーボール連盟

3 後 援 開催都道府県・市町村教育委員会 開催都道府県・市町村スポーツ協会 等

4 協 力 開催地において協力を受けることができる。

5 期 間 2025 年 4 月 1 日～12 月 31 日 の1日間

6 開催場所 都道府県ソフトバレーボール連盟が指定する場所

7 参加対象者

本研修会の申込みまでに JVA 個人登録システム(JVAMRS)への今年度の登録(資格登録)が完了している者で、次の(1)または(2)に該当する者

- (1) 公益財団法人日本バレーボール協会認定のアクティブリーダー資格取得者
- (2) 公益財団法人日本バレーボール協会認定のリーダー資格取得者で、アクティブリーダー資格に移行を希望する者

8 研修内容

- (1) 競技規則と審判法 (90 分間)
- (2) 大会運営法 (60 分間)
- (3) 指導者論 (60 分間)
- (4) グループディスカッション (60 分間)
- (5) その他(時事問題等) (90 分間)

※ 研修科目は左の 5 項目を標準とし、各県の開催実績や参加者の受講実績等の状況により弾力的に取り扱うことができる。ただし、「(1)競技規則と審判法」、「(2)大会運営法」及び「(4)グループディスカッション」は必須とする。
2年前から求められている「コンプライアンス」については今年度も引き続き取り扱うこと。

9 講 師

- (1) 公益財団法人日本バレーボール協会公認ソフトバレーボール・マスターリーダー
- (2) 開催都道府県ソフトバレーボール連盟が要請した専門指導者

10 修了資格等

- (1) アクティブリーダー資格取得者が本研修会を受講し修了すると、公益財団法人日本バレーボール協会より交付する「修了証」を授与する。

- (2) リーダー資格取得者が本研修会を受講し修了すると、公益財団法人日本バレーボール協会より交付するアクティブリーダー「認定証」及び「修了証」を授与する。
- (3) アクティブリーダー資格取得時に付与された認定番号は、アクティブリーダー資格保有期間中継続する。

11 資格の有効期間と更新方法

- (1) アクティブリーダーとして新規に認定された場合の資格有効期間は、認定日から4年後の認定日が属する年度の末日(3月31日)までとする。
- (2) (1)の資格有効期間内に本研修会を受講し修了することで資格の更新とする。この場合の資格有効期間は(1)に続く4年間とする。
- (3) アクティブリーダーは最新の情報や技術等を常に身に付けているという趣旨から、資格有効期間の後半に本研修会を受講することが望ましい。

12 受講料 本研修会を実際に実施する都道府県ソフトバレーボール連盟が決定する。

13 その他

(1) 提出資料

- ① 事業計画書(様式1)、修了証・認定証交付依頼書(様式2)、開催要項(開催地で作成したもの)
原則として4月30日までに下記担当者あて提出すること。年度途中で開催が決定した場合は、決定した段階ですみやかに提出すること。また、4月、5月上旬に開催する場合は、少なくとも開催日の2週間前までに提出すること。
- ② 事業報告書(様式3)、受講者名簿(様式4①、②)、アクティブリーダー名簿、研修会配布資料等
事業終了後1カ月以内に提出すること。なお、受講者名簿及びアクティブリーダー名簿はメールにより電子データ(エクセルファイル)で送付すること。

(2) 提出先(担当者)

〒584-0082 大阪府富田林市向陽台 3-3-8-406 高塚健治 気付
日本ソフトバレーボール連盟 指導普及委員会あて
携帯 090-9059-2423 Eメール takatsukafam@yahoo.co.jp

※ 受講者名簿、アクティブリーダー名簿については、日本ソフトバレーボール連盟情報管理委員会 山口則幸 委員長あて(Eメール n-yamaguchi@ivory.plala.or.jp)にも電子データ(エクセルファイル)で送付すること。

- (3) 資格有効期間が本年度末までのアクティブリーダーが所属する都道府県ソフトバレーボール連盟は、該当するアクティブリーダーが円滑に資格を更新できるよう配慮すること。